

業者の皆さまへ

園田学園女子大学

### 物品の納品・検収について（お願い）

時下、ますますご隆盛のことお慶び申し上げます。平素は、本学の物品調達に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大学を始めとする研究機関は、我が国の科学技術の振興を担う立場として科学研究費補助金等の競争的研究資金を政府から交付されておりますが、昨今、一部の大学の研究者等による不正使用が取りざたされたことはご高承のとおりです。それを受け、文部科学省ではすべての関係機関に対し、かかる不正を防止するための体制整備を強く求めているところです。

本学といたしましても原資が国民や法人から納められた貴重な税金であることに鑑み、科学研究費補助金による物品購入に関しては特に厳格に対応することにしました。その一環として不正が発生する可能性を排除する体制整備に努めています。

つきましては、お取引に際しましては次のことを遵守くださるようお願いいたします。

- 納品は、社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニットによる検収を受けること
- 納品には必ず受領書を添付し、それに必ず受領印を徴すること
- 納品の際には必ず納品書を添えること
- 契約又は発注金額を下回る取引になった場合でも納品した分だけの請求をすること  
(「預かり金」はしない こと)

このほか、特定の研究者と過度に密接な関係を持つことによる癒着を防止するため、必要に応じ取引状況を 確認することがあります。

なお、万が一、不正に関与されたことが明らかとなった場合は、お取引停止のほかホームページ等による公表を行うこととしておりますのでご了承願います。

本件に関するお問合せ：社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット  
電話 (06) 6429-9921 (直通)